

和歌山地方裁判所
刑事部 御中

証拠調べ請求書（2）

請求人 林 真須美

請求人の頭書再審請求事件について、以下の通り、証拠調べを請求する。

弁護人	荒 木 晋之介
同	石 塚 伸 一
同	小 田 幸 児
同	高 橋 厚至郎
同	高 見 秀 一
同	寺 田 由美子
同	中 道 武 美
同	安 田 好 弘

記

第1. 証拠調べ請求するもの

弁28 【証拠物】

青色紙コップ（エの袋の中の4）

（平成11年領第155号符号36-5）

（凶器である亜硫酸をカレー鍋に混入させるために使用された紙コップとされているもの）

立証趣旨

確定審が亜硫酸をカレー鍋に混入させるために使用したと認定した青色紙コップの存在及び形状等

弁29 【証拠物】

プラスチック製小物入れ（同年領第140号符号2953-1）

（被告人方台所シンク下の収納庫から発見されたとされているもので、「白アリ薬剤」と記載のあるもの。容器内に亜硫酸が付着していたとされているもの）

立証趣旨

確定審が、亜硫酸と被告人との密接な関連を認定する根拠となった「台所に亜硫酸が存在していた」という事実を認定したプラスチック製小物入れの存在及び形状等

弁30 【書証】

証拠物検分結果報告書（平成23年5月10日付）

弁護人 安田好弘作成

立証趣旨

弁29及び弁30の現在の形状等

第2. 証拠調べの必要性について

1. 弁28について

再審請求書補充書2（平成23年5月31日付）の第2に記載したとおり。

2. 弁29について

再審請求書補充書（平成22年10月18日付）の第2、及び、再審請求書補充書2（平成23年5月31日付）の第3に記載したとおり。

3. 弁30について

再審請求書補充書（平成22年10月18日付）の第2、及び、再審請求書補充書2（平成23年5月31日付）の第1～第3に記載したとおり。

以上